

令和4年第3回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 令和4年9月 6日

閉 会 令和4年9月 9日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（9月6日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	八木澤 琴 美 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	高 田 一 憲 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 谷 久美子 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	坂 本 亮 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 川 孝 治 君
-------------	-----------

会議で定められた会議録署名議員の氏名

5 番 森 弘 美 君

6 番 吉 田 勉 君

議事日程（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 監査報告

第 6 議案の上程・提案理由の説明

議案第 29 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 30 号 青森地域広域事務組合理約の変更について

議案第 31 号 令和 3 年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件

議案第 32 号 令和 3 年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定
を求めるの件

議案第 33 号 令和 3 年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求
めるの件

議案第 34 号 令和 3 年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求
めるの件

議案第 35 号 令和 3 年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求める
の件

議案第 36 号 令和 3 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を
求めるの件

議案第 37 号 令和 4 年度蓬田村一般会計補正予算（第 4 号）案

議案第 38 号 令和 4 年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第 2
号）案

議案第 39 号 令和 4 年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）案

- 議案第40号 令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第41号 令和4年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第42号 令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- 第7 議案第29号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第8 議案第30号 青森地域広域事務組合理約の変更について
- 第9 議案第31号 令和3年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第10 議案第32号 令和3年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第11 議案第33号 令和3年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第12 議案第34号 令和3年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第13 議案第35号 令和3年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第14 議案第36号 令和3年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

午前9時45分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより令和4年第3回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番森 弘美君、6番吉田 勉君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（木村 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から9月9日までの4日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月9日までの4日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、令和4年度蓬田村定期監査結果について、令和3年度蓬田村歳入歳出決算審査意見書並びに9月5日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度財政健全化及び経営健全化審査意見書が付された令和3年度蓬田村財政健全化判断比率が村長より提出されましたので、お手元に資料として配付しております。

次に、前定例会以降に提出されました陳情第6号中国共産党による臓器収奪の即時停止並びに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情及び陳情第7号園や学校生

活におけるマスク着用が困難な子供の人権を守ること及び過剰な感染対策の見直しを求める陳情書については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（木村 修君） 日程第4、行政報告。村長より前定例会以降における村行政の主なものについて報告を求めます。

○村長（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、令和4年6月村議会定例会後の主なる行事並びに会議の行政活動についてご報告申し上げます。

6月21日火曜日でございますが、第2回蓬田村議会臨時会を開催いたしました。

6月30日木曜日でございますが、蓬田村観光協会総会がふるさと総合センターで開催されましたので、出席をしております。

7月6日水曜日、蓬田村日赤奉仕団の総会がふるさと総合センターで開催され、これに出席をしております。

7月12日火曜日、玉松台並びに玉松海水浴場の清掃活動が実施されました。参加いただきましたのが、蓬田中学校、蓬田村老人クラブ連合会、それから、徳誠園並びに蓬田村遺族会の皆さんでこれを実施してございます。

7月15日から7月17日日曜日まで、蓬田村住民健診が農業者トレーニングセンターで行われました。

7月16日土曜日、玉松海水浴場開きが海の情報館で開催されまして、これに出席しております。

7月19日火曜日、J A青森が所有しておりますライスセンターのあり方検討委員会を開催いたしまして、これに出席をしております。

7月21日木曜日、第3回の蓬田村議会臨時会が開催されました。なお、その後、青森県国民健康保険団体連合会の総会が青森市でありましたので、これに出席をしております。

7月29日金曜日、外ヶ浜地区防犯協会総会及び外ヶ浜地区暴力追放推進協議会の総会

が外ヶ浜町の中央公民館で開催されましたので、出席をしております。

8月2日、蓬田村民生委員推薦委員会を開催いたしました、ふるさと総合センターでございますが、委嘱状を交付してございます。

8月19日金曜日、第4回蓬田村議会臨時会を開催してございます。

9月1日木曜日、蓬田村除雪隊の任用通知書の交付式と訓示を行いました。これは役場において行っております。

9月4日日曜日、青森県民駅伝競走大会が青森市で開催されました。結果は、1名の選手が途中棄権となりました。個人のタイムは残りますが、蓬田村としてのタイム、記録は残らないこととなります。

なお、本年度も新型コロナウイルスの流行によりまして、恒例となっております消防団の観閲式、また、玉松海まつりなどは中止となっております。

以上のおりご報告を申し上げます。

○議長（木村 修君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

日程第5 監査報告

○議長（木村 修君） 日程第5、監査報告。今期定例会に令和3年度各会計決算が提出されておりますので、代表監査委員坂本 亮君より監査の結果について報告を求めます。

○代表監査委員（坂本 亮君） 監査報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定によって、令和4年7月12日、村長より提出された令和3年度蓬田村一般会計歳入歳出決算、令和3年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算、令和3年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和3年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、令和3年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算、令和3年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、並びに関係帳簿、証書類について審査したところ、収支ともに適正であると認定いたしました。

なお、決算審査に伴う監査委員の意見として、村長・議長・教育長に提出いたしました令和3年度蓬田村歳入歳出決算審査意見書を皆様のお手元に配付していますが、これに監査委員の意見が要約されておりますので、ご審議の参考にしていただければと思います。

以上で、監査の報告を終わります。

日程第6 議案の上程・提案理由の説明

○議長（木村 修君） 日程第6、議案の上程。今期定例会に提出されております議案14件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、令和4年第3回蓬田村議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案14件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第29号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、提案するものであります。

議案第30号、青森地域広域事務組合理約の変更については、青森地域広域事務組合振興基金の廃止に伴い、青森地域広域事務組合理約の変更について協議するため提案するものであります。

議案第31号、令和3年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第32号、令和3年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第33号、令和3年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第34号、令和3年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第35号、令和3年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第36号、令和3年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、以上6件につきましては、それぞれ地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるため提案するものであります。

続きまして、議案第37号、令和4年度蓬田村一般会計補正予算（第4号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、地方交付税1,205万1,000円、県支出金759万8,000円などを増額し、村債374万3,000円などを減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、総務費594万8,000円、民生費806万8,000円などを増額し、衛生費140万6,000円を減額しております。このほかの科目についても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに1,931万1,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ24億5,292万4,000円となるわけであります。

議案第38号、令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入として、繰越金63万5,000円を増額し、繰入金30万2,000円を減額しております。

次に、歳出として総務費33万3,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに33万3,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ3,205万5,000円となるわけであります。

議案第39号、令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入として県支出金16万5,000円、諸収入26万9,000円を増額し、繰越金90万1,000円を減額しております。

次に、歳出として総務費16万5,000円、諸支出金27万9,000円を増額し、基金積立金91万1,000円を減額しております。

この結果、歳入歳出ともに46万7,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億8,490万円となるわけであります。

議案第40号、令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入として繰越金160万円を増額し、繰入金140万6,000円を減額しております。

次に、歳出として総務費19万4,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに19万4,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ1億1,291万4,000円となるわけであります。

議案第41号、令和4年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、繰入金1,034万2,000円、繰越金126万7,000円などを増額しております。

次に、歳出の主なるものとして、保険給付費35万2,000円、諸支出金1,159万4,000円などを増額しております。このほかの科目におきましても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに1,202万6,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ

れ4億7,899万7,000円となるわけであります。

議案第42号、令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入として繰越金26万9,000円を増額し、歳出として諸支出金26万9,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに26万9,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ8,927万3,000円となるわけであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

日程第7 議案第29号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 次に、議案の審議を行います。日程第7、議案第29号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第29号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案。

職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律、令和4年法律第30号が施行されることに伴い、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

次のページからは条文の変更点でありますけれども、主に4点の変更がこの条例改正で行われます。

まず、育児休業等の取得回数制限の緩和ということで、今までは休みを取る場合、1か月前までに請求をしなければいけなかったものを2週間まで短縮するという事で取りやすくするという事でございます。

それから、休んだ影響で期末手当及び勤勉手当に係る在職期間の算定の日数の部分をクリアしないと、休んだ部分を計算上の日数から差し引かないということでございます。

それから、3番目に、育児参加のための休暇の対象期間の拡大ということで、今までは、男性の職員の場合は、奥さんが出産する場合、産前6週から産後8週までの期間において、育児参加のための休暇を5日間の範囲内で使用できるということになってございましたけども、それを、産前産後8週間まで延ばし、それから、休暇の対象期間を子供が1歳に達する日まで拡大するものでございます。

あとは、非常勤の関係の職員の子の出生後の8週間以内の育児休業の取得要件の緩和、それから、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得に関する柔軟化ということで、特別な事情のある場合は柔軟な取得を可能とするということで、主なもの4点改正してございます。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第30号 青森地域広域事務組合同規約の変更について

○議長（木村 修君） 日程第8、議案第30号青森地域広域事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第30号青森地域広域事務組合同規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、青森地域広域事務

組合規約を次のとおり変更するものとする。

提案理由といたしましては、青森地域広域事務組合振興基金の廃止に伴い、青森地域広域事務組合規約の変更について協議するため提案するものでございます。

1枚お開きください。

青森地域広域事務組合規約の一部を次のように変更する。

第15条から第18条までと別表を削るということで、これを12月28日から施行する。

この15条から18条までの部分ですけれども、次の新旧対照表をご覧ください。

これには、振興基金に関する条件が載ってございまして、その中で別表で第16条関係で、おのおの構成市町村の出資金の金額が載ってございます。

今までは広域事務組合のほうで、地域振興ということで基金を積立てをして、利息で運用してございましたけれども、今般、連携中枢都市圏域の圏域の部分の事業が本格化してきましたので、この青森地域広域事務組合にある地域振興の基金は、やはり連携中枢のほうで補うべきということの考え方がまず一つと、今までは国債とかを購入して、利息が結構高かったわけですけれども、近年利息の率が極端に下がりました、運用するための原資がないということがあって、今回、この基金を廃止するということになってございます。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。3番久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 今までの、こういう基金が積み立ててこられたわけですけれども、これが廃止ということで、それはやむを得ないという思いもありますけれども、別表の中に構成地区の自治体の積立て、出資金の額が載っておりますけれども、この金額は多い少ないはともかくとして、今後どういうことに回っていくのかお尋ねします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） この規約が全市町村で廃止が決定になれば、広域事務組合のほうからおのおの出資されている金額の出資金が戻ってきます。もちろんそれは一般会計のほうに収入として見まして、地域振興のために使うということで、既存の予算のほうに組み込みされることになります。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論もないようですから、終わります。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第31号 令和3年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を
求めるの件

日程第10 議案第32号 令和3年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入
歳出決算認定を求めるの件

日程第11 議案第33号 令和3年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定を求めるの件

日程第12 議案第34号 令和3年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出
決算認定を求めるの件

日程第13 議案第35号 令和3年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算
認定を求めるの件

日程第14 議案第36号 令和3年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算認定を求めるの件

○議長（木村 修君） 日程第9、議案第31号令和3年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件から日程第14、議案第36号令和3年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件までの決算6案を一括議題といたします。

お諮りいたします。この6案については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、この6案については、議員全員

をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたします。

次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員長互選のため、本会議散会后、本議場において決算特別委員会を開催されますよう、この席上から口頭をもって委員会を招集いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時14分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4年11月21日

蓬田村議会議長 木 村 修

会議録署名議員 森 弘 美

会議録署名議員 吉 田 勉